



巣立っ

先生、在校生、父母の拍手に送られて…。

今月の主な行事

- 1日 血圧測定日 (9~11:00 役場当直室)
- 3日 ソフト一般男子郡予選 (門川鳴子海浜公園 9:00~)
- 4日 各保育所入園式 (10:00~)
3ヶ月児健康相談
(S58、1月生れの者 9~10:00 役場当直室)
- 5日 小中学校始業式
- 6日 献血 (宮崎鋳機 8:30~10:00、紀竜産業 10:30~12:00
田中病院 13:30~15:00)
- 8日 中学校入学式 (10~)
- 9日 小学校入学式 (10~)
- 15日 1才6ヶ月児検診
(S56、9、10月生れの者 13~13:30 中央公民館)
- 17日 県体ソフト壮年男子郡予選 (門川鳴子海浜公園 9:00~)
- 27日 農業委員会 (9:00~15:00 役場三階会議室)
- 29日 天皇誕生日
県体卓球郡予選 (門川中央公民館 9:00~)



3月1日現在人口

世帯数	男	女	計
5,311	8,986	9,792	18,778
(5,302)	(8,983)	(9,799)	(18,782)

第32回 財政事情の公表

昭和58年度の
当初予算

一般会計は42億5千万円

門川小学校分立校建設費 7億4千5百万円
公共事業投資総額は 19億1千9百万円

これまでの
最高



3月定例町議会

(第1表) 昭和58年度会計別予算額

(単位:千円)

会 計 名		昭和58年度	昭和57年度	比 較	伸率%
一 般 会 計		4,250,000	2,780,000	1,470,000	52.9
特 別 会 計	国民健康保険	795,725	817,000	△ 21,275	△ 2.6
	老 人 保 健	605,532	0	605,532	皆 増
	草川土地区画 ふるさとの森 造	295,831	287,103	8,728	3.0
		205,003	5	204,998	皆 増
合 計		6,152,091	3,884,108	2,267,983	58.4

税収の不足を生じるなどことに憂慮される非常事態を招来し、人の身体にたとえるときに重体であります。

このため国は昭和五十六年三月に臨時行政調査会を設置し、昭和五十六年十月第一次答申、昭和五十七年二月第二次答申、昭和五十七年七月基本答申、行政改革に関するそれぞれの答申がされ、この三月最終答申を受け国はいよいよ行政改革、財政再建に本格的に取り組むこととなります。

行政改革、財政再建は他人事ではなく、国民一人一人が自らの問題として真剣に自覚し、理解と協力をしなければならぬ国民的課題であると思います。

門川町財政も国の財政の方向に沿い、町勢の発展と町民の福祉の向上を目指し、これまで多額の財政投資を行ない事業を拡大して参りましたが、税収入等の自主財源に乏しい本町財政は、そのため大きな借金を余儀なくさ

れ、今後その返済をしていかなければなりません。

さらに門川小学校分立校の建設、海浜公園の整備、都市計画事業の推進、農林漁業の振興など多くの事業を抱え、町財政の現状と将来は容易ならざるまことに憂慮される事情にあり、財政の健全化対策は本町にとりまして重要な課題であります。

町政の目的はあくまでも町勢の発展であり町民の福祉の向上であります。財政の健全化はその手段であり、財政の健全化を進めるあまり、町政発展に支障があつてはならないのであります。しかし乍ら、人件費や公債費などの義務的経費が増大して財政を圧迫し財政の弾力性を失うことがあれば町勢発展のための必要な事業ができなくなります。

従つて町政の発展と財政の健全化の調整は極めて複雑な問題を有しています。このような情勢の下で、昭和五十八年度の町政運営は

「誠実と公正な町政」
「肌のふれあうあたたかい町民本位の町政」
「熟慮と断行の町政」

を基本姿勢とし、施策として

第一は、豊かで生きがいある住みよい町づくり

第二は、財政健全化の推進

第三は、住民本位の住民参加の町政の推進

の三大施策実現に努め、町政発展のため全力をそそいで参る所存でございます。

明るい選挙は、有権者

一人一人の手で、

選挙は、わたしたちの暮らしの願いを県政に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをよくするための貴重な「意思表示」です。これからの県政を任せる人を選ぶにあたって、わたしたちは冷静に悔いのない一票を投じたいものです。そして、みんなの一票が正しく県政に生かされるためには、選挙は公正に行われなければなりません。四月十日執行の県議会議員選挙が一人の棄権者もなく、公正で明るい選挙が実現できますよう、有権者の皆様の御協力をお願い致します。

〈選挙法ひとくちメモ〉

贈

政治家や候補者などが
お中元や寄付など金品を贈る
ことはルール違反です。

求

政治家や候補者などに
お祭りの寄付など金品を求め
ることも禁じられています。

受

政治家や候補者などから
祝儀やせん別など金品を受け
とってはいけません。

—贈らない・求めない・受けとらない—
選挙の時にみづから、日ごろからみんなで
「きれいな選挙」を心がけましょう。

県議会議員選挙

投票日

投票時間

午前7時から、午後6時まで

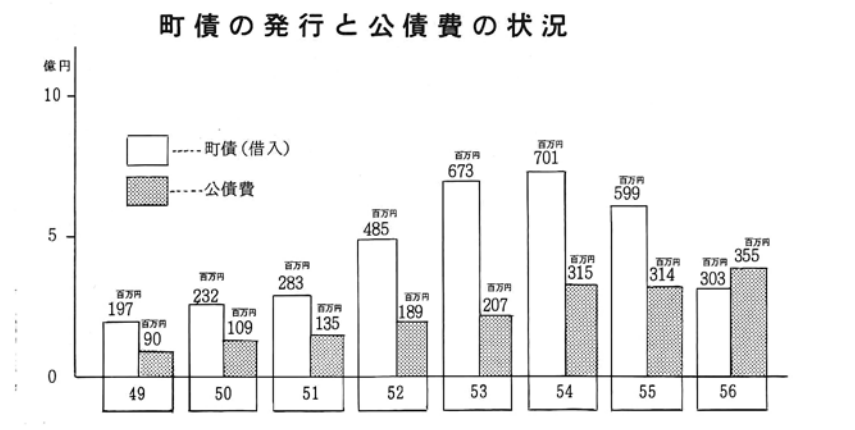
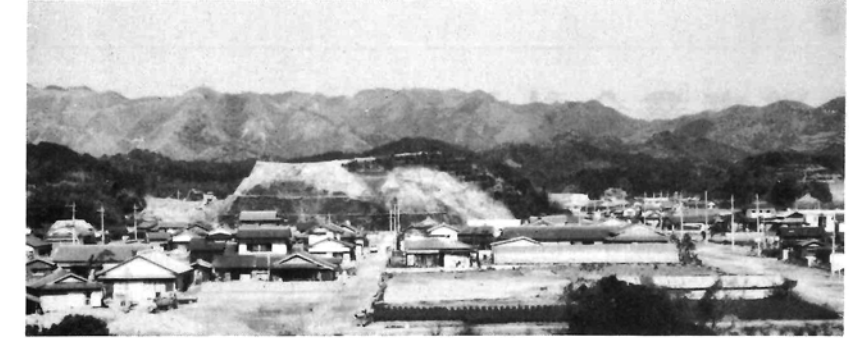
4月10日

あなたの一票が築く、明るい郷土

農林水産業費	
▲ 農業委員会費	七、五八八
▲ 暖地管農村づくり事業	一五、〇〇〇
(丸口地区簡易給水施設などの事業)	
▲ 新農業構造改善事業	三七、六〇〇
① 西迫地区々面整理事業	一〇、〇〇〇
② 庵川東地区穀類乾燥施設	一〇、〇〇〇
③ 中村地区研修センター農村広場	一八、四六〇
▲ 五十鈴土地総合改良整備事業	二〇、六〇〇
▲ その他かんがい排水、農道事業など	約一〇、〇〇〇
土木費	
▲ 新林構林道、作業路費	三九、七〇〇
▲ 公有林整備(下刈、除伐)	一七、〇〇〇
▲ 漁港修築事業	三六、三〇〇
▲ 門川漁港荷捌所等建設	一二七、五〇〇
▲ 海岸環境整備事業	一九、五〇〇
▲ 漁業集落環境整備事業	六四、〇〇〇
▲ 小規模増養殖場造成事業	三〇、〇〇〇
▲ 松くい虫予防事業	八、六九五
▲ 森林総合整備貸付金	一五、〇〇〇
▲ 水産業小口融資貸付金	二〇、〇〇〇
▲ 水田利用再編転作奨励、肉用牛導入事業等の経費	六、一七五
▲ 畜産関係では、養豚公害対策	一、〇〇〇
▲ 優良家畜導入基金繰出金	四、〇〇〇
商工観光費	
▲ 商工会運営補助金	三、八〇〇
▲ 中小企業小口融資貸付金	二〇、〇〇〇
▲ 観光振興費	一、七〇一
▲ 道路新設改良費	九四、三四七
▲ 交通安全施設整備	三、二〇〇

教育費	
▲ 教育総務費(委員会、事務局費)	五七、三四九
▲ 小学校管理費	四四、七〇〇
▲ 小学校教育振興費、給食費	五二、三四六
▲ 小学校分立交建設費	七四五、二三五
▲ 中学校管理費	三三、六四三
▲ 中学校教育振興費、給食費	七、六〇七
▲ 社会教育費	五〇、一四九
災害復旧費	
▲ 道路河川災害復旧費	一三、三九六
公債費	
▲ 元金償還金	一八八、二〇〇
▲ 利子	二五五、八四〇

区画整理が進む庵川西地区



町債の残高が昭和五十七年度末で三十七億四千四百万円に達する見込です。この返済金が昭和五十八年度、四億四千四百四十万円となつていきます。区画整理、漁港整備、農道、林道や、道路排水路の整備、学校建設などの公共事業推進に必要な年度間調整資金として一定の許可基準のもとに認められる借入金です。

その償還金が門川町の標準的財政の枠の中に占める割合を公債費比率で表わします。この公債費比率が、本町の場合大変高く県内の町村平均一二・八%に対し門川町は一四・四%で一・六%も高くなっています。

町債」と言う借金が三十七億円を超える



整備が進む門川漁港

ます。(昭和五十八年三月定例町議会町長の説明要旨抜粋から)

昭和五十八年度の予算は、かつてない厳しい財政事情を考慮し、予算要求段階で、義務的経費を除く一般行政経費は、ゼロシーリングと言う厳しい要求限度額を設定して編成されました。

歳入面では、町税の伸びが鈍化、地方交付税の落ち込みが大きく影響し、町債の増加により財源不足をカバーする結果となり、他方歳出面では、公債費人件費の増加と臨時的大きな事業である門川小学校分立交建設事業をかねて、従来にもまして事務事業の見直しを行い、財源の重点的、効率的な配分に努め、財政の健全性確保と町勢の進展を配慮して編成された予算は、四十二億五千万円となり、前年当初にに対し五二・九%の伸びで前年度当初予算は骨格予算でありましたので、六月肉付後の予算に対して十三%の伸びとなっております。

(第2表)		(歳 入 明 細)		(単位:千円)	
区 分	58年度	57年度	比 較	伸 率 %	
町 税	694,671	641,150	53,521	8.4	
地方譲与税	34,000	32,000	2,000	6.3	
自動車取得税 交付金	20,000	20,000	0	—	
地方交付税	1,130,000	1,030,100	99,900	9.7	
交通安全対策 特別交付金	1,500	1,400	100	7.1	
分担金、負担金	48,962	51,919	△ 2,957	△ 5.7	
使用料、手数料	63,070	59,469	3,601	6.1	
国庫支出金	685,032	520,342	164,690	31.7	
県支出金	441,106	219,884	221,222	100.6	
財産収入	25,701	832	24,869	2,989.1	
寄 附 金	4	4	0	—	
繰 入 金	150,002	2	150,000	皆 増	
繰 越 金	60,000	1	59,999	〃	
諸 収 入	219,952	104,388	115,564	110.7	
町 債	676,000	98,509	577,491	586.2	
歳 入 合 計	4,250,000	2,780,000	1,470,000	52.9	

(第3表)		(歳 出 明 細)		(単位：千円)	
区 分	58年度	57年度	比 較	伸 率 %	
人 件 費	923,709	922,014	1,695	0.2	
扶 助 費	136,174	219,814	△ 83,640	△38.1	
物 件 費	363,512	353,364	10,148	2.9	
補 助 費 等	327,441	175,910	151,531	86.1	
維 持 補 修 費	13,300	5,748	7,552	131.4	
公 債 費	444,040	407,809	36,231	8.9	
投資出資貸付金	68,954	61,954	7,000	11.3	
積 立 金	1	1	0	－	
繰 出 金	35,001	1	35,000	皆 増	
予 備 費	19,000	13,633	5,367	39.4	
小 計	2,331,132	2,160,248	170,884	7.9	
普通建設事業費	1,854,011	568,590	1,285,421	226.1	
災害復旧事業費	13,907	2,707	11,200	413.7	
失業対策事業費	50,950	48,455	2,495	5.2	
小 計	1,918,868	619,752	1,299,116	209.6	
歳 出 合 計	4,250,000	2,780,000	1,470,000	52.9	

施策事業費等内訳 (単位:千円)	
議会費 (議会運営)	
▲ 文書広報費	一八、五一八
▲ 財産管理費	二八、六六一
▲ 交通安全対策のための経費	三、二五三
▲ 徴税経費	五九、〇一二
▲ 戸籍住民登録費	二〇、四二八
▲ 選挙費	一三、二二七
▲ 統計費	四、〇五八
▲ 監査委員会費	四、九二四
▲ 公平委員会費	四、〇一三
民生費	
▲ 老人ホーム措置費	七、九二〇
▲ 老人福祉のための経費	三九、三二一
▲ 障害(重身障害等)福祉費	一四、二三八
▲ 同和対策関係費	七、八七七
▲ 国民年金事務取扱費	一四、二七〇
▲ 保育所関係経費	二八、九八七
▲ 児童手当	四六、三三二
▲ 児童館関係費	四、九九四
▲ 乳幼児医療扶助費	二、六〇〇
衛生費	
▲ 予防費	一四、一一五
▲ 環境衛生費	一三、四一四
▲ 塵芥処理経費	六六、四四四
▲ し尿処理経費	六三、八二六
労働費 (失業対策事業)	
▲ 道路の舗装延長 延べ二五八・九米	五〇、九五〇
▲ その他道路排水路の整備等の経費	

新入学児童の交通安全

事故防止は
家族ぐるみの話し合いから

しかし子供の場合、新しい環境への適応力がなかなか伴いません。そのため、この時期は新入学児童の交通事故が心配されます。入学を前に、ご家庭でぜひ交通ルールやマナーについて、お子さんと具体的な話し合いをしてください。

新学期もうすぐ。どのご家庭でも、希望に胸ふくらむ季節ですね。しかし、忘れてはならないのが交通事故です。とりわけ新入学を迎える子供たちは、通学しはじめるとともに、行動範囲はぐんと広がります。

交通安全
事故防止

お母さん
気を付けてあげましょう

新学期を迎えて、まずお母さんに心掛けていただきたい点を挙げてみましょう。

▼登校時間に余裕を持たせましょう

入学当初の子供は、新しい環境の中でいろいろなことに神経を使い、疲れています。睡眠不足で朝寝坊をしないよう、夜は早めに寝かせ、朝は登校時間に余裕を持たせて送り出すようにしましょう。

▼明日の準備は、寝る前にさせましょう

忘れ物をしたため、途中であわてて取りに帰る道で、事故に遭うケースが多いのです。夜、寝る前に翌日の準備をさせ、忘れ物がなにかどうかを点検する習慣を、ふだんから身に付けさせましょう。

▼出かける際に、しっかりと頭を下げよう

しかれると、子供はそのことで頭がいっぱい。周囲の状況が目に入らなくなり、思いがけない事故のもとになります。子供が家を出る時は笑顔で「いってらっしゃい」と声をかけるようにしましょう。

ドライバーの方へ

子供の行動特性を知り
交通事故を防ごう

子供を交通事故から守るには、ドライバー一人一人の注意と協力が何よりも必要です。

まず、子供の行動特性を知ってください。子供には次のような特性があります。運転中、子供の姿を見かけたら、十分ご注意ください。

：「子供の行動特性」………ボールが道路に転がり出すと、つい走り出してしま

▼雨の日は身軽で明るい服装をさせましょう
雨の日はドライバーの視界が悪くなり、黒やグレーなどの衣服では目立ちません。白や黄色などの明るい色を選びましょう。



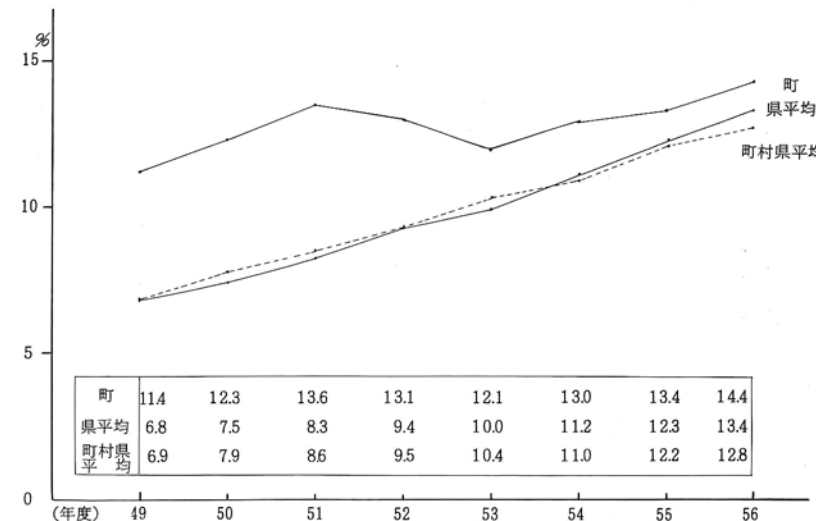
また、できるだけ物を持たせないように。持ち物が負担になって、周囲に対する注意力が散漫になりがちです。

▼物陰で遊ばないように注意しましょう
子供は物陰で遊ぶのが大好きです。特に停車している車の陰で遊ばないように、よく言い聞かせてください。不意に飛び出すと大変危険です。

子供は、大人や年上の子のまねをする傾向があります。正しい交通ルールを教えるためには、ふだんから母親が良いお手本となるよう心掛けることです。それが、子供を交通事故から守る大きな力となるのです。

飛び出しが多いので、スピードは控えめに、子供の交通事故で一番多いのが、この「飛び出し」なのです。

公債費比率



特別会計

△老人保健特別会計予算
新しく法律の施行により設置された特別会計で主として老人の医療費にかゝる予算であります。
歳入歳出予算額は六億五千五百三十三万二千円となっております。

△草川土地区画整理事業特別会計予算
本年度も引き続き庵川西地区を中心に街区整地、街路築造に伴う家屋移転補償などの

事業費として歳入歳出予算の総額は、二億九千五百八十三万一千円となっております。

△ふるさと森造成事業特別会計予算
昭和五十六年度に実施しました特定分収林の育林管理のための予算であります。今年度は森林内の作業道や育林事業費として八百三十四万二千円を計上し、その他一般会計への繰入金などを措置し予算総額は二億五千万三千円となっております。

尚、当事業の実績等につきましては関係者へ後日実績報告を致す予定であります。

＝水道事業会計予算＝

資本的収入及び支出予算 (単位：千円)

区 分	58 年 度	57 年 度	比 較
1. 資 本 的 収 入	12,421	207	12,214
(1) 工 事 負 担 金	2,420	1	2,419
(2) 固定資産売却代金	1	206	△ 205
(3) 企 業 債	10,000	0	10,000
2. 資 本 的 支 出	48,573	40,203	8,370
(1) 建 設 改 良 費	36,027	28,599	7,428
(2) 企 業 債 償 還 金	12,546	11,604	942

収益的収入及び支出予算 (単位：千円)

区 分	58 年 度	57 年 度	比 較
1. 水 道 事 業 収 益	142,164	141,695	469
(1) 営 業 収 益	139,712	138,964	748
(2) 営 業 外 収 益	2,452	2,731	△ 279
2. 水 道 事 業 費 用	129,926	121,935	7,991
(1) 営 業 費 用	93,227	84,316	8,911
(2) 営 業 外 費 用	36,699	37,619	△ 920

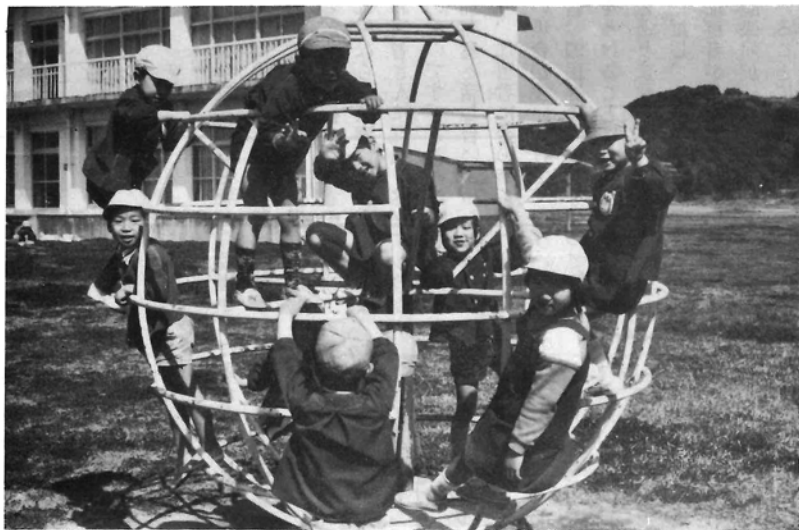
4 月 は

河川美化月間



きれいな川は
人も魚も うるおします

コミュニティセンターでの園外保育



参考資料 保育料徴収金基準額表

定 義		3才未満児	3才以上児
A	生活保護法による被法護世帯	円0	円0
B	前年度分市町村民税非課税世帯	0	0
C	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税の課税世帯	均等割額のみ	4,800
		所得割額 5,000円未満	5,450
		所得割額 5,000円以上	6,500
D	A階層及びB階層を除き前年分の所得課税世帯	3,000円未満	7,300
		3,000円以上 15,000円未満	8,950
		15,000円以上 30,000円未満	11,200
		30,000円以上 60,000円未満	15,900
		60,000円以上 90,000円未満	24,000
		90,000円以上 120,000円未満	30,150
		120,000円以上 150,000円未満	37,600
		150,000円以上 180,000円未満	42,450
		180,000 以上	保育単価

・五十鈴保育所
・平城保育所
・門川保育所
・中央保育所

保育所入所児童追加申込受付

左記保育所に入所希望される方は追加申込を受付ます。
・五十鈴保育所
・平城保育所
・門川保育所
・中央保育所
対象児童 一才以上児から就学前の児童
但し、保育所入所基準に該当する児童に限ります。
入所基準及び入所に必要な書類については一月町報に記載されております。
※ 保育所の年令別定員により希望保育所に入所できない場合があります。
尚、詳細については各保育所又は役場住民課へお問い合わせ下さい。

し尿汲取料金改定について

先般三月の定例町議会において門川町清掃条例の一部が改正され昭和五十八年四月一日から別表のように改定になりましたのでお知らせいたします。
なお、ごみ収集料金等については従来どおりです。

区分	料 金
一般家庭	従量10リットルにつき50円
事業所等	50円

これを機に許可業者共ども清掃業務のサービスの向上に努めたいと思いますが、お気付きの点は次へご連絡下さい。

衛生センター

(電話)三〇二二三

清掃事務所

(電話)三五四三二



各種手数料が改正になりました

門川町手数料徴収条例は、昭和55年4月に改正され、その後3年を経過し今日に至っておりますが、人件費、諸物価の値上がりにより必要経費も高くなつてまいりましたので、隣接市町村の実情、今後の動向等も調査いたしまして、先の3月定例町議会に提案し、議会の議決を得ましたので、4月1日より、別表のとおり改正いたしましたのでお知らせします。

別表 手 数 料

種 類	改 正 前 欄			改 正 後 欄		
	単 位	金 額	備 考	単 位	金 額	備 考
印 鑑 証 明	1 枚につき	100円		1 枚につき	150円	
住民票又は戸籍附票の写し	1 枚につき	100	住民票の写しは世帯全員の場合に限り1枚をこえるものについて1枚増すごとに20円を加算する	1 枚につき	150	住民票の写しは世帯全員の場合に限り1枚をこえるものについては1枚増すごとに20円を加算する
身元、住所等に関する証明	1 件につき	100		1 枚につき	150	
資産に関する証明	1 件につき	100	1件は5筆又は5棟とし、これを超えるものについては1筆又は1棟増すごとに30円を加算する	1 枚につき	150	
所得に関する証明	1 件につき	100		1 枚につき	150	
納税額に関する証明	1 件につき	100		1 枚につき	150	
営業に関する証明	1 件につき	100		1 枚につき	150	
その他の証明	1 件につき	100		1 枚につき	150	
課税台帳又は地図の閲覧	1 件につき	100		1 件につき	150	
住民票又は戸籍附票の閲覧	1 世帯につき	100	2世帯以上の場合は1世帯を増すごとに30円を加算する	1 世帯につき	150	2世帯以上の場合は、1世帯を増すごとに30円を加算する
公示し妨なき書類帳簿の閲覧	1 件につき	100		1 件につき	150	
字図、地籍図、集成図の作成	1 枚につき	100	B4型を1枚としてこれを超える規格についてはこれに比準して加算する	1 枚につき	150	B4型を1枚としてこれを超える規格についてはこれに比準して加算する
印鑑登録証の交付手数料	1 件につき	150		1 件につき	200	

戸籍手数料が昭和58年4月1日から改正されました

戸籍謄抄本等の交付手数料は戸籍法第五条第二項に規定されその額は政令で定められておりますが最近における物価の状況、戸籍謄抄本の交付等に要する実費の増大等の事情により五十二年から七年ぶりの改正となつたものです。

一、戸籍の謄本又は抄本の交付
一通につき 二百円が三百円
二、除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付
一通につき 三百円が五百円

三、戸籍に記載した事項に関する証明
証明事項一件につき 二百円が三百円
四、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明
証明事項一件につき 二百円が三百円
五、届出若しくは申請の受理証明書
一通につき 二百円が三百円
六、戸籍法第四十八条第二項の書類の閲覧
書類一件につき 二百円が三百円



窓 口 風 景

国民健康保険と

交通事故

交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その医療費は、被害者に重大な過失のない限り、加害者が全額負担すべきものです。

本来なら、医療費は加害者が直接お医者さんに支払うべきすじのものなのです。ところが現実には、加害者と話し合いがつかなくつたり、加害者に金の持ち合わせのない場合が多いわけで、そういう場合、国民健康保険証を使って治療をうけることはもちろん差しつかえありません。

ただし、この場合、医療費は本来加害者が負担すべきものを国民健康保険が一時的にかえて支払っていることとなります。

したがって、国民健康保険としては、あとで加害者にその立てかえ分を請求することになります。

届出は必ずして下さい。

もし、国民健康保険が交通事故があつたことを知らないでいたら、加害者が負担すべき治療費を国民健康保険が知らないで負担していることになり、加害者に対しても当然の請求権を放棄してしまうことにもなりかねません。ですから

交通事故にあつたとき

- (1) 必ず警察に届けよう。
- (2) 免許証をみせてもらうその際、住所、氏名、車のナンバーなどをメモする事。
- (3) 示談は慎重に。国民健康保険、警察に届出をする前には示談を



単車と乗用車の衝突事故

結ばない事。

(4) 目撃者をさがそう。目撃者をさがして、住所、氏名を聞いておくこと。

年金で、実り豊かな 老後の暮らし

もう納めましたか？ 国民年金保険料

昭和五十七年度分の保険料はもう納めましたか。

納め忘れがないかどうかお調べください。

保険料を忘れてしまうと、万一の事故のとき障害年金や母子年金などを受けられないばかりか、先へ行って老令年金さえ受けられないおそれもあります。

もし、納め忘れの保険料があればいますぐ納めましょう。

四月から、月5,830円

国民年金の保険料

国民年金の保険料は、今年四月から一カ月分が五千八百三十円に変わります。

これは、老令年金の受給者がふえ続けていくのと、年金額が物価上昇などに合わせて毎年増額されていくために、給付の前足しをする国の負担額もふえ、被保険者の保険料負担もふえてゆ

門川ライオンズクラブ

献血に一役

(献血者131名に)

三名もの実績を得た。

門川ライオンズクラブ(会長 黒田日出博氏)が去る三月九日午前十時より役場庁舎前で献血を呼びかけ、午前十時正午までに五十八名もの協力があつた。

今回は昨年に続き二回目であつたが会長、役員さん達が、会員、家族はもとより各事業所まで呼びかけて頂き、献血者が切れまのない程多く、町職員の協力もあつて一

買上事業

： 廃止

毎年、町では不用犬買上事業(一頭当り二百円)を行つていましたが、昭和五十七年度で宮崎県不用犬買上事業交付金交付要綱が廃止されたので、それにともしない町でも廃止致しますのでお知らせします。

尚、不用犬の引取り業務は従来と変わりありませんので、いらなくなつた犬は役場までつれて来て下さい。(環境保全課)

手話講習会

昭和58年度受講生募集中

宮崎県聴覚障害者協会と門川手話サークルは、左記により昭和五十八年度手話講習会をおこないます。

聴覚障害者への認識と理解を深めていただき、障害者の住みよい町づくりのため、多数の方の受講をお願い致します。

記

- 一、日時 四月十二日から毎週火曜日 午後七時～九時
- 二、会場 中央公民館
- 三、受講料 テキスト代のみ(五百円)
- 四、対象者 高校生以上
- 五、期間 昭和五十八年四月より一年間

通常の場合、一年の受講で宮崎県より初級の修了証書が与えられ、二年で手話士員として県に登録されます。

なお、受講の申し込みは講習会場にておこないます。お問い合わせは住民課厚生係まで。

水道料金の

収納事務委託者が

かわりました

日ごろ水道事業に対する御協力感謝申し上げます。

このたび、漁村全地区、南町、南ヶ丘及び営業区担当の長渡伊勢松氏が、本人の都合により当分の間、休まれることになりましたので、臨時に次の方に収納事務を委託しましたので、よろしくお願いいたします。

記

門川町西栄町 川崎 義光

ドキュメント映画

「続・車椅子の

青春」

4月16日上映

門川町身体障害者福祉協議会青年部「青愛会」では、進行性筋ジストロフィー症という難病患者のドキュメント映画、続・車椅子の青春「きつと生きた……」の上映会を、宮崎県社会福祉協議会、門川町、門川町教育委員会、他多数の団体の後援で次のとおり行ないます。一人でも多くの方に、この現状と、真の生きる意味と一緒に考えていただきたいと思います。皆様の御来場を心よりお待ちしております。

一、日時 四月十六日(土曜日)

第一回上映 午後二時より

第二回上映 午後七時より

二、会場 門川町中央公民館

三、同時上映 「はすの夏の夏」

四、入場料等、詳細や不明な点につきましては

門川地区「車椅子の青春」を見る会事務局

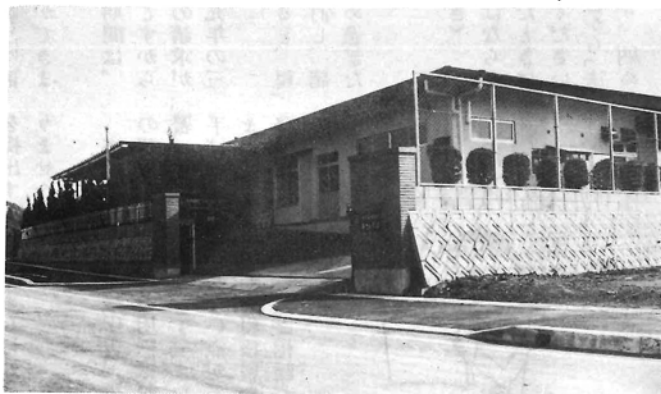
門川町中尾 若松美智子

TEL 三一一八二一

までお問い合わせ下さい。

あさひ学園便り

〈自分のことは、自分でできる〉



あさひ学園

同学園では三月十八日第三回卒園式が行われ、大勢の方からの祝福、激励を受けながら八名の園児が、証書を手に晴れやかな笑顔を振りまいて、元気よく巣立ちました。可能性を胸一杯に秘めて入園した子供達が、その幸せを希つて倦むことのない両親の愛情を支えられ、無事めでたく初期療育を修了して、小学校就学等、新しい段階へ進んで行くのです。

その日は、在園児にとつても意義深い一日でしたが、卒園児の残した足跡を追って負けないよう勉強しなくてはならないでしょう。

あさひ学園の子供達、卒園した友達、みんなこれからもしっかりと頑張つて欲しいと思います。

なお、あさひ学園には、随時入園できますが、詳しいことがお知りになりたい方は、直接同学園(電話一六四三〇)にご連絡されるか本町役場住民課へご相談ください。

婦人の声を 社会に生かそう

婦人週間

4月10日～16日

「あらゆる分野への男女の共同参加——国連婦人の十年の目標「平等・発展・平和」をめざして——」をテーマに、今年も「婦人週間」が四月十日から始まります。

今年で三十五回を迎える婦人週間は、昭和二十一年四月十日に、婦人が初めて選挙に参加した日を記念して、昭和二十四年に設けられました。

今年も国際婦人年に続く「国連婦人の十年」の最終年を二年後に控えて、より一層の啓発活動が展開されます。

さて、今年の「婦人週間」のテーマは次の二項目です。

▼社会生活における諸活動の政策・方針の決定に、婦人の意見をさらに反映させよう

地域活動や職場などで政策や方針が決定・実行される際に、



ともすれば男性の意見が尊重されがちです。婦人の社会参加をより積極的に進めるとともに、婦人の意見や経験がより反映されるように努めましょう。

▼家庭生活への男性の理解と関心をさらに高めましょう

家事、子供の教育、家計など家庭における役割が、女性だけのものとなつてはいないか、もう一度見直しましょう。お互いの個性と能力が十分に発揮できるよう、夫と妻が協力して、男女の固定的な役割分担にとらわれない家庭生活の在り方を考えてみてはいかがでしょうか。

こうした重点目標に沿って、各地で講演会や討論会をはじめ各種の講座、相談コーナーが開かれます。

婦人の地位向上の問題について、認識を新たにするためにもぜひこの機会にいろいろな社会活動にご参加ください。

ご存じですか

確定申告を間違えたとき

修正申告・更正の請求などができます

確定申告も終わり、ホッと申告書を眺めていたら、計算間違いを発見——。

このように、申告書を提出したあとで、計算間違いなど申告内容の間違いを見つけたときは、それを訂正することができま

そこで、確定申告が間違っていたときの訂正の手続きなどについて紹介しましょう。

申告額を少なく

申告していたとき

申告した税額が少なかったことを、申告後に気付いたときは、「修正申告」をしてください。

修正申告は、税務署から「更正」(税務署の調査により、新たに納める税額が通知される)を受けるまでは、いつでもできます。しかし、なるべく早く申告するほうが有利です。

税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたら、新たに納める税額のほかに、その税額の5%の過少申告加算税がかかります。ただし、調査を受ける前に自主的に

修正申告した場合、過少申告加算税はかかりません。修正申告によって納めることとなる税金は、申告書を提出する日に納めることになっています。

申告額を多く

申告していたとき

申告した税額が多かったことを、申告後に気付いたときは「更正の請求」をすることができま

更正の請求ができる期間は、申告期限から一年間。ですから昭和五十七年分の更正の請求ができるのは、昭和五十九年の三月十五日までです。

更正の請求が出されると、税務署ではその内容を検討し、請求が正当な場合は、納め過ぎた税金が還付されます。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならぬ人が申告を忘れていたときは、「期限後申告」をしてください。この期限後申告は税務署から「決定」(税務署の調査により、納め

る税額が通知される)を受けるまではいつでもできます。

しかし、なるべく早く申告するほうが有利です。それは、「修正申告」の場合と同様で、税務署の調査を受けた後で期限後申告をしたり、決定を受けたらすると、納める税額ほかに、その税額の10%の無申告加算税がかかるからです。ただし、調査を受ける前に申告をした場合は、無申告加算税は5%で済みます。

期限後申告によって納めることとなる税金は、期限後申告書を提出する日に納めなければなりません。

修正申告や期限後申告、更正の請求をするための用紙は税務署に用意してあります。また、手続きなど分からない点がありましたら、お近くの税務署や税務相談室(分室)でご相談ください。



県立門川農業高等学校 体育施設

利用団体登録の受付はじまる

県民のスポーツ熱が高まつてきた今日、県立高校においては、学校教育の支障のない範囲で体育施設を開放してまいりました。今年度におきましても左記のとおり利用手続で行ないますのでお知らせ致します。

記

一、利用をしようとする団体は、門川町教育委員会へ利用団体登録

録の申請をしなければならぬ

(イ)利用団体登録申請の期限は昭和五十八年四月二十日までとする。

(ロ)登録されていない団体は利用できない。

二、利用団体は、次の要件を備えた団体であること。

(イ)スポーツ活動を目的として、定期的に、継続的に活動している。

開講する

初心者弓道教室

協
体
だ
よ
り

初心者を対象に左記のとおり弓道教室を開講することになりましたので、こぞつて参加下さいませようお願いします。

記

一、期 間

四月十日～五月二十日
(週二回 火、金曜日)

一、時 間

午後七時～午後九時まで

一、場 所 門川中学校体育館

一、講 師 工藤満生先生(五段)

一、その他 道具はお借し致します。男女年令は問いません。受講料は無料。

※連絡先

松沢 衛(電話三三三〇〇) 上町四一三三

門川短歌会作品



一つ葉のホテルの窓に寄り見る
眼下の松と水平線と

浜本シヅ子

木枯しのすさぶ夜半に目ざむれ
ばほのかに匂ふ水仙の花

松崎うめ子

孫つれて来たり朝夕語らひし老
いたる友の今日は逝きたり

新田カオル

思ふこと多きこの頃眠られぬ夜
明けに聞きたり鳥なく声

赤沢千年



仲よしさん

西陣の帯にならべて飾りたる教
え子の生けし緋桃とカスピア

桜井喜美子

征く吾を門に見送り泣くをたえ
顔をゆがめし亡き母を恋ふ

松本武雄

中国孤児の確証はかなし幼き日
馬にかまれし薄き傷跡

金丸松夫

卒業を間近にひかえし児童らは
汚れし床を丹念に拭く

工藤啓子

炊事場の窓あけ放ちて煙たつる
真鍮を焼くうちわ使ひて

松本政夫

文集の製本終えて玄関の門灯淡
く小雪舞いくる

佐藤圭子

北満にて避難せし日々憶ひつつ
中国孤児らの訴えをきく

佐藤 寛

贈書お礼

この度、次の方から中央公民館図書室へ蔵書のご寄贈をいただきました。

ここに厚くお礼申し上げます。さつそく図書室に備えつけていただき、多くの方からご利用していただきたいと思います。

一、寄贈者

・平城西十一の一

後藤秋永様より

一億人の昭和史

一〜十五巻まで



寄付お礼

上町、松沢春蔵殿の奥様チエ殿には、かねてより病氣療養中のところ快方にむかわられ、快気祝として、一金拾五万円のご寄贈を戴きました。

ご自愛をお祈りすると共に、その志を厚くお礼申し上げます。

社会福祉法人

門川町社会福祉協議会

ごめい福を祈る

死亡者氏名	年令	住所
吉田 兼松	84	三ヶ瀬
黒木 トヨコ	70	上井野
金井 欣一	61	小松
黒木 サト	85	南町一区
松井 泉	68	本町
安田 ルミ	84	本町
後藤 千春	70	下納屋
川崎 シズエ	69	中村
金丸 平右衛門	89	加草二区
中田 モモエ	55	加草二区
甲斐 スミエ	76	加草三区
山口 松夫	66	加草三区
藤本 要人	77	加草四区
小西 兵衛	73	加草五区

寄附お礼

香典返しのかわりに、社会福祉事業にとご寄付をいただきました。ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人のご冥福をお祈り申し上げます。

壹万円	下納屋	後藤国夫殿	(十春)
貳万円	加草三区	甲斐常男殿	(スミエ)
参万円	本町	安田辰之助殿	(ルミ)
参万円	小松	金井フジノ殿	(欣一)
貳万円	中村	川崎喜隆殿	(静江)
五万円	加草三区	中田マサ子殿	(モモエ)
参万円	庵川西	黒木信明殿	(宮蔵)
貳万円	南町一区	和田節信殿	(黒木スエ)
五万円	五十鈴	甲斐徳義殿	(マツノ)
貳万円	南町一区	黒木 強殿	(サト)
壹万円	中村	金丸ミサエ殿	(東海義)
壹万円	城屋敷	米良コヨ殿	(一)
貳万円	三ヶ瀬	吉田 通殿	(兼松)
貳万円	本町	河野ヨシノ殿	(博司)
壹万円	東栄町	塩崎信子殿	(徳明)

締切日(三月十七日迄分)

さわやか 君

西村 宗

